

平成 29 年度 沖縄県相談支援事業所管理者研修 募集要項

- 1、 研修目的
指定特定相談支援事業のサービスの提供に係る管理者を行う者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有する管理者の資質向上を図ることを目的とし、実施する。
- 2、 実施主体（後援：沖縄県）
特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク
- 3、 受講対象者
指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業の管理者
市町村行政職員 等
- 4、 日程・研修カリキュラム
別紙 1－1. 2 参照
- 5、 募集定員
100 人程度
- 6、 受講料及び支払方法
無料
- 7、 受講申し込み方法
参加申込書に必要事項を記入の上、FAX 又はメール・郵送にて申し込みください。
【申込先】特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク
沖縄県北中城村字渡口 1001 渡口 38 ハウス
TEL：098-923-3810/FAX：098-975-6365 mail：osn@ninus.ocn.ne.jp
- 8、 受講者の決定
受講応募者が募集する人員を大幅に増加する見込みがある場合は協議の上、決定します。
- 9、 個人情報の取り扱いについて
受講希望者からの申込時に寄せられた個人情報については、本研修の進行管理において必要な各連絡、名簿の作成及び修了者名簿作成（作成後、沖縄県に報告するとともに当法人で保管）のためのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。
- 10、 研修受講時の留意点
 - (1) 研修受講に係る交通費等については受講者負担になります。
 - (2) 研修当日、出席簿を準備します。受講者は必ず出席確認をしてください。確認がない場合修了証を発行できない場合がありますのでご注意ください。
 - (3) 理由の如何に問わず、研修開始から 30 分以上遅刻した場合は、欠席とします。
 - (4) 次の一に該当する場合は、受講を取り消すことがありますのでご注意ください。
 - ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
 - ②研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
 - (5) 災害時等により研修が中止になる場合があります。その場合の対応については沖縄県と協議したうえで、受講者に通知いたします。